

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 1 号

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

総社市社会福祉事務所長事務委任規則（平成 1 7 年総社市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（生活保護法による委任） 第 2 条 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下この条において「法」という。）第 1 9 条第 4 項の規定により、次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （1）～（5）略 （6）法第 2 8 条第 1 項に規定する要保護者に対する調査及び検診並びに同条第 5 項に規定する申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。 （7）及び（8）略 <u>（9）法第 5 5 条の 4 に規定する就労自立給付金の支給に関すること。</u> <u>（10）法第 5 5 条の 5 に規定する進学・就職準備給付金の支給に関すること。</u> <u>（11）略</u> <u>（12）略</u>	（生活保護法による委任） 第 2 条 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下この条において「法」という。）第 1 9 条第 4 項の規定により、次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （1）～（5）略 （6）法第 2 8 条第 1 項に規定する要保護者に対する調査及び検診並びに同条第 4 項に規定する申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。 （7）及び（8）略 <u>（9）略</u> <u>（10）略</u>

改 正 後	改 正 前
(13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) <u>生活保護法施行規則（昭和２５年厚生省令第２１号）第２２条第２項</u>に規定する遺留金品の保管，相続財産管理人の選任及び遺留金品の引渡し並びに同条第３項に規定する保管すべき物品の売却又は棄却及び売却により得た金銭の取扱いに關すること。 ２ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成６年法律第３０号）の規定に基づく支援給付の実施に關する事務については，同法第１４条第４項の規定に基づき，前項<u>（第９号及び第１０号を除く。）</u>の規定を準用するものとする。 （児童福祉法による委任） 第３条 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下この条において「法」という。）第３２条第２項の規定により，次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （１）及び（２）略 （３）<u>児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第２２条第６項</u>に規定する助産の実施又は母子保護の実施の勸奨に關すること。 第１４条 地方自治法第１５３条第２項の規定により，知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号。以下この条において「法」という。）に係る次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （１）～（４）略 （５）<u>知的障害者福祉法施行規則（昭和３５年厚生省令第１６号）第１条</u>に規定する職親を希望する旨の申出に關すること。	(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) <u>生活保護法施行規則（昭和２５年厚生省令第２１号。次号において「省令」という。）第２条第４項に規定する書面の提出に關すること。</u> (17) <u>省令第２２条第２項に規定する遺留金品の保管，相続財産管理人の選任及び遺留金品の引渡し並びに同条第３項に規定する保管すべき物品の売却又は棄却及び売却により得た金銭の取扱いに關すること。</u> ２ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成６年法律第３０号）の規定に基づく支援給付の実施に關する事務については，同法第１４条第４項の規定に基づき，前項の規定を準用するものとする。 （児童福祉法による委任） 第３条 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下この条において「法」という。）第３２条第２項の規定により，次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （１）及び（２）略 （３）<u>省令第２２条第６項に規定する助産の実施又は母子保護の実施の勸奨に關すること。</u> 第１４条 地方自治法第１５３条第２項の規定により，知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号。以下この条において「法」という。）に係る次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 （１）～（４）略 （５）<u>省令第１条に規定する職親を希望する旨の申出に關すること。</u>

附 則

この規則は，公布の日から施行する。